

平成26年第9回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成26年9月11日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 加藤和宣	委員 檜垣昌子	
	委員 嶋谷珠美	委員 森岡謙二	
	委員 森下淑子	教育長 内田隆	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	報告事項	報告内容	結果
1	41号	稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の方針決定について	了承
2	42号	(仮称)東京都北区いじめ防止条例骨子(案)の策定及びパブリックコメントの実施について	了承
3	43号	総合型地域スポーツクラブのあり方検討委員会の最終報告について	了承
4	44号	国家戦略特区に係る提案について	了承
5	45号	スポーツ祭り2014における区連携プログラムについて	了承
6	46号	区政モニター会議の実施結果について	了承
7	47号	後援・共催事業に関する報告	了承
8	48号	平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について	了承
9	49号	「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について	了承
追加日程1	50号	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター西が丘本部の移転後の跡地等に係る要望について	了承

平成26年第9回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成26年9月11日(木) 13:30

加藤委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成26年第9回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、報告第41号、稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の方針決定について、事務局から説明をお願いいたします。

学校適正配置担当課長

委員長

加藤委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

それでは、報告第41号といたしまして、稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の方針決定について、ご報告をさせていただきます。

まず、1の要旨でございます。東京都北区立学校適正配置計画に基づきまして、平成24年5月に協議会を設置し、適正配置に向けた協議を行ってまいりました。8月26日に開催いたしました第13回協議会におきまして、「適正配置の実施時期」「学校統合に際して使用する学校施設」「新しい学校づくりに向けた協議体制」について合意をいたしまして、以下のとおり協議会の方針として決定したところでございます。

今後につきましては、協議会方針を踏まえまして、東京都北区立学校第九次適正配置方針を策定するとともに、円滑な統合に向けた協議に着手することとしています。

2番の協議会方針でございます。三つございます。一つ目といたしまして、稲付中学校サブファミリーブロックにおける小学校の数は2校とする。

二つ目でございます。清水小学校と第三岩淵小学校を平成28年4月に統合し、統合新校は現在の第三岩淵小学校の位置に配置する。ただし、統合新校を改築するまでの間、現在の清水小学校の位置に配置する。

三つ目でございます。梅木小学校は、現在の位置に存置するというものです。

米印といたしまして、今後の統合新校の開設に向けた協議につきましては、統合する両校の関係者を中心に構成する(仮称)統合推進委員会を設置して協議をすることとし、本協議会は協議会方針の決定をもって開催するというのが協議会の方針でございます。

3番目の今後の予定でございます。明日、9月12日でございますが、区議会の文教委員会に、今ご説明をさせていただきました「協議会方針の決定について」のご報告をさせていただきます。22日でございますけれども、(仮称)清水小学校・第三岩淵小学校統合推進委員会の準備会を開催する予定でございます。また、9月の下旬でございますが、教育委員会の臨時会におきまして、「第九次適正配置方針」を上程させていただきます。

10月になりましたら、先ほど申し上げました(仮称)清水小学校・第三岩淵小学校統合推進委員会を設置いたしまして、校名、校歌、また通学路の安全対策の検討等、円

滑な統合に向けた協議を開始する予定でございます。

来年になりますけれども、平成27年9月、区議会第3回定例会に統合新校設置のための東京都北区立学校設置条例の一部改正の議案を上程させていただきたいと思っております。その後、平成28年4月に、統合新校を開設する運びとなっております。

裏面をお願いいたします。4番としまして、周知の方法でございます。この「協議会方針」につきましては、既にアップしておりますが、北区のホームページで広く周知をするほか、「協議会だより」という広報を発行いたしまして、ブロック内の町会・自治会に回覧及び掲示をお願いするとともに、幼稚園・保育園・児童館にも掲示を依頼しております。またあわせまして、稲付中学校サブファミリーの小中学校の全ての保護者へ、児童・生徒を通じて配付をさせていただいているところでございます。また、必要に応じまして説明会も開催をする予定でございます。

なお、9月6日の土曜日でございますが、第三岩淵小学校のほうからご要望がございまして、保護者説明会におきまして協議の経過等についてご説明をさせていただいたところでございます。

5番の協議経過でございます。お示しのとおりでございます。協議会は全部で13回、その間、幹事会というものを7回、また、三つの小学校の保護者の皆様との懇談会を5回開催させていただきまして、この協議会の方針を決定した次第でございます。

あと、補足でございますけれども、資料にはございませんが、この協議会方針を決定しました後に、保護者や地域の方からお電話やメール、またファクシミリ等でいろいろなご意見やご要望を今いただいているところでございます。また、先ほど口頭で申し上げましたが、第三岩淵小学校の保護者説明会においてもさまざまなご意見やご要望をいただきましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

1例になりますけれども、まずは第三岩淵小学校のほうからは、協議会の方針決定後に勘違いをして投票してしまったとおっしゃった委員の方がいたという情報を得たということで、協議会の表決、または審議をやり直してほしいというご意見。また、清水小学校へ行くことになると通学の距離が長くなって不安があるので、通学路の安全点検といたしますか、対策をきちんとしてほしい。また、清水小学校の校地周辺は崖地が近いところがございますので危険が高いのではないかと。災害時にも不安が大きいので、こちらについても変えてほしいと。また、通学距離が長くなるということで、指定校変更を柔軟にしてほしい。または、統合の時期を少し延ばしてほしいなどというご意見をいただいているところでございます。

また、清水小学校の保護者の方からは、協議会方針のとおりスムーズに進めてほしいというご意見もございます。そのほかにも、これから小学校に入るお子さんをお持ちの保護者の方からだとと思われるのですが、適正配置をもっとスピード感を持って進めてほしいですか、北区は小学校が多過ぎるので配置をうまくやってほしいなど、そういったご意見がございました。

以上、ご報告でございます。

加藤委員長

ありがとうございます。

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。いかがでしょうか。

森下委員	委員長
加藤委員長	森下委員
森下委員	<p>特に質問ということではないのですけれども、課長の報告を伺いまして、協議会が決定されてからおよそ2年間で13回という協議会を開かれ、それぞれのメンバーの皆さんは大変ご苦勞がおありだったかなと推察しています。この適正配置というものは子どもたちのよい教育環境を整えるという趣旨で始まったものであるということで、協議会で方針が決まったという報告を受けました。</p> <p>今もお話ありがとうございました。保護者の皆さんにとっては、統合するということはいずれの場合にもそうですけれども、保護者の方のいろいろな不安や安全面等についての心配がたくさんおありだと思うのです。だから、丁寧に耳を傾けて、そして学校側でできること、また、私たちが教育委員会としてできることを、保護者の皆さんのご協力やご理解をいただきながら、誠心誠意今後進めなければならないと改めて痛感いたしました。</p> <p>いずれにしても、平成28年4月に、統合新校開設というこの協議会の方針が、このように生きるわけですから、何としても、子どもたちが安全に、そして楽しく学校生活を送れるようにということを、大人としてしっかりとやっていかなければならないと痛感しました。よろしくお願ひします。</p>
加藤委員長	<p>ほかに、ご意見はありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
加藤委員長	<p>ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。</p> <p>次に、日程第2、報告第42号、(仮称)東京都北区いじめ防止条例骨子(案)の策定及びパブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	委員長
加藤委員長	教育指導課長
教育指導課長	<p>それでは、(仮称)東京都北区いじめ防止条例骨子(案)の策定及びパブリックコメントの実施について、ご説明いたします。1枚おめくりください。</p> <p>要旨でございます。北区におけるいじめの防止等の対策を総合的に推進していくために、いじめ防止対策推進法及び東京都いじめ防止対策推進条例等を踏まえ、北区いじめ防止条例の制定を目指して、条例の骨子をまとめたものでございます。区、学校、区民等がそれぞれの立場で役割を果たしながら、連携していじめの防止等に取り組んでいくために、いじめの防止等についての基本理念や区及び学校等の責務、そして体制整備など施策の基本となる事項を示したものでございます。</p>

現況でございます。昨年度、国は平成25年6月にいじめ防止対策推進法を公布し、10月にいじめ防止基本方針を策定いたしました。これを受けまして、東京都は平成26年7月に東京都いじめ防止対策推進条例を公布、東京都いじめ防止対策推進基本方針、いじめ総合対策を決定したところです。なお、23区では、豊島区と板橋区が既に条例を策定しておりまして、北区以外にも今後5区が条例化を検討しているところでございます。

今後の予定でございます。9月、教育委員会に報告、そして文教委員会に報告。10月1日から1カ月、パブリックコメントを実施する予定でございます。パブリックコメントを受けた後、教育委員会に報告させていただき、平成27年2月、議会へ条例案提出の予定でございます。

それでは、東京都北区いじめ防止条例の骨子（案）の内容について、ご説明させていただきます。1枚おめくりください。

まず、北区の特徴ということで、前文をつけさせていただきました。特に、この前文を添えることにより、いじめに対する基本認識、いじめ根絶への北区の強い決意等を明らかにするというところでございます。一人ひとりがかげがえのない存在であること。いじめは人権侵害であること。そして、「いじめは絶対に許さない」という決意を持つこと。「いじめをしない、させない、許さない」、この行動を実践していくこと。そして、子どもたちが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現を目指していくことについて、前文で掲載させていただきました。

次に、総則でございます。目的を明記いたしました。いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対処、並びに再発防止のための対策について、基本理念を定め、区及び学校等の責務を明らかにしてございます。

また、いじめの防止等を進めるための組織について、基本的事項を定めております。そして、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、子どもたちの命と人権を守り、子ども一人ひとりの健やかな成長を図ることとしております。

続きまして用語の定義です。「いじめ」でございますが、これは、国のいじめ防止対策推進法と同じ定義でございます。

1枚おめくりください。（3）の基本理念でございます。基本理念につきましては、法及び都の条例を参酌いたしまして、いじめの根絶、いじめの問題に対する子どもの理解と主体的な行動、そして、いじめの問題の克服に向けた区をはじめ関係機関の協力について定めたものでございます。

（5）には、関係者の責務を明確にさせていただきました。それぞれ、区の責務、学校及び学校の教職員の責務、保護者の責務、そして区民及び関係機関の責務ということで、明確に示させていただきました。

続きまして、大きな4番、いじめ防止基本方針等でございます。これにつきましては、国の法律の中で、いじめ防止基本方針を自治体は策定するのに努めるものとするという規定なのですけれども、北区については策定をするということで、示させていただきました。

学校いじめ防止基本方針につきましては、策定するということが国の法律でも求めて

おりますので、それに合わせております。

続きまして、4ページの(3)いじめ問題対策連絡協議会の設置でございます。これにつきましては、法律の中でも関係機関の連携を図るために設置をするといわれているのですが、これは国の法律では「できる規定」になっております。北区では、設置をするということで示させていただいております。

また、(4)教育委員会の附属機関の設置でございます。これにつきましては、いじめの防止等のための対策の実効的な推進を図るために、教育委員会の補助機関として設置をすることができるということで、これも国の法律では「できる規定」なのですけれども、北区では設置するということで示させていただいたところでございます。

大きい5番、基本的施策についてでございます。これにつきましては5ページの一番上の四角囲いをごらんください。実は国の法律の中で「学校におけるいじめの防止」、「いじめの早期発見のための措置」ですとか、また、ここに書いている21条のことなのですが、このような内容につきましては国の法律で具体的に定められております。

したがって、この内容は一番具体的で大切な内容なのですが、このことについては国の法律を直接適用するという形でございます。区条例には規定をしない形にしております。そして、より具体的なところで区の基本方針及び学校基本方針に取り組んで実施をすると考えております。

ただ、基本的施策の中で、国と重なってしまいますけれども、地域における連携等ですとか、インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の推進につきましては、条例の中で規定をさせていただいたところでございます。

続きまして6番、いじめの防止等に関する措置でございます。これにつきましては、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、また区立学校以外の学校への協力要請として、北区として条例の中に盛り込むということで書かせていただきました。特に、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の中には、国の法律には述べられていませんが、スクールカウンセラーという文言も含めさせていただいたところです。

そのほかのものにつきましては、先ほどのものと同様に国の法律の中で、「いじめに対する措置」ですとか、「学校の設置者による措置」ですとか、「校長及び教員による懲戒」等、国の法律の中で具体的に明示されておりますので、区条例には規定せず、法の直接適用として区の基本方針及び学校基本方針に取り込んで実施をする予定でございます。

7番目、重大事態への対応でございます。重大事態への対応につきましては、先ほどご説明いたしました教育委員会の附属機関で、まず起こったいじめについての事案を調査いたします。そして、その調査した内容が十分でない、異議があるということになったときには、区長の再調査ということで6ページにございますが、区長の附属機関として、東京都北区いじめ問題調査委員会を設置するということで記載をさせていただいたところでございます。

あわせて、報告第42号の説明資料①をごらんください。今、説明させていただいた内容をコンパクトにポイントをまとめた資料となります。条例制定の目的は、先ほどご説明いたしました。また、条例の骨子の構成につきましては、先ほどご説明したことについてまとめたものでございます。

2ページをごらんください。先ほど私がご説明させていただいた前文についての思い、いじめの定義、そして対象となる子どもの範囲、基本理念、責任の明確化ということで、記載させていただいたところです。

4ページをごらんください。先ほどもご説明いたしましたが、いじめ防止基本方針につきましては、地方公共団体の中の法律の中では「努める規定」ですけれども、北区では策定するというので記載をさせていただいております。

また、5ページ、法と条例及び基本方針との関係ということで、今回の条例についてはなかなか理解が難しい部分もございます。右側の円が区の条例の部分、また、左側のところが法律、いじめ防止対策推進法と東京都いじめ防止対策推進条例の部分ということで、あわせたものを示させていただきました。特に、区の条例につきましては、区独自で定める規定もございます。また、法律と都の条例が区の条例と重複する部分もございます。そういった関係を明示した図でございます。

あわせまして、下のところですが、国のいじめ防止対策推進法等を受けて、東京都はいじめ防止対策推進条例を策定し、また、その両方を受けて、現在北区でいじめ防止条例の策定の準備をしております。また、これを受けまして、北区いじめ防止基本方針を策定し、各学校はその方針を受けて学校いじめ防止基本方針を策定するという流れになっております。

6ページをごらんください。いじめの防止等を進めるための組織ということで、先ほど三つの組織についてご説明させていただきました。①東京都北区いじめ問題対策連絡協議会につきましては、各関係機関との連携を図るために設置するものでございます。今のところ、構成組織につきましては、ここに記載させていただいた方々に委員として入っていただくことを考えております。

また、東京都北区いじめ問題対策委員会は、教育委員会の附属機関でございますが、これにつきましてはいじめの防止等のための対策の実効的な推進に向けて、具体的ないじめ防止対策を検討するというのが目的でございます。具体的には、今後北区で策定いたしますいじめ防止基本方針等を毎年見直して、より実効性のあるものにしていきたいということも考えております。

また、重大事態が発生した場合には、この委員会の皆様に中心となっていただいて、いじめの内容について調査をしていただくということもあわせてお願いをする予定でございます。

また、③東京都北区いじめ問題調査委員会は、先ほどもお話ししましたとおり、区長の附属機関でございます。先ほどのいじめ問題対策委員会が調査した内容に、異議等が発生した場合につきましては、区長の附属機関ということで、学識経験者や弁護士、精神科医などを委員とするこの委員会を中心となって再調査を行うというものでございます。

最後に、報告第42号、説明資料②という横の資料でございます。左側に国のいじめ防止対策推進法、中央に東京都のいじめ防止対策推進条例、そして右側に北区いじめ防止条例骨子（案）ということで、これはまだ条例ではございませんで、条例をつくる前の骨子ということで箇条書きにしてまとめさせていただいたものでございます。

これを見ていただいて、前文については国の法律や都の条例にはありませんけれど

も、北区には前文という形で入っていることが、これでご理解いただけるのではないかと思います。

6ページや7ページ以降は、見ていただくと、国の法律では記載があるのですが、区の条例には空白になっているものが、各6ページ、7ページ、8ページ、9ページにあります。これは先ほどご説明させていただきました国の法律のほうで具体的に定めておりますので、これについては法の直接適用ということで、区の条例としては記載していないということでございます。

以上でございます、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

加藤委員長

ありがとうございます。

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。いかがでしょうか。特にありませんか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第3、報告第43号、総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会の最終報告について、事務局から説明をお願いいたします。

スポーツ施策  
推進担当課長

委員長

加藤委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策  
推進担当課長

それでは、総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会の最終報告につきまして、私よりご説明をさせていただきます。お手元の委員会資料の2枚目をごらんください。

1の経過でございます。総合型地域スポーツクラブは、平成24年に策定をした「北区スポーツ推進計画」において、引き続き地域スポーツの推進に向けた重要な方策と位置づけられております。昨年10月に、総合型クラブが抱える様々な諸課題等について検討するため、学識経験者等で構成される「総合型クラブあり方検討委員会」を設置いたしました。本年6月に中間報告をまとめて公表し、区議会、区内スポーツ関係団体、スポーツ推進委員等に意見聴取を行いました。それらの意見を踏まえまして、中間報告の一部を変更し、最終報告がまとまりましたので、本日報告をさせていただくものでございます。

続きまして、2の中間報告からの主な変更点でございます。主な変更点につきましては、委員会資料の3枚目の中間報告からの主な変更点をページごとにお示しをした表のとおりでございます。

続きまして、3の最終報告の内容でございます。ここからは、冊子の最終報告をごらんいただきたいと存じます。中間報告から主な変更点を中心に説明をさせていただきます。それでは、2ページをごらんください。

2の国及び都における位置づけの四つ目の丸に、総合型クラブのクラブ数をお示しいたしました。2行を追加してございます。

続きまして、3ページに参りまして、北区民の運動・スポーツの頻度を示すグラフを挿入させていただきました。

次に、4ページをお願いいたします。イメージ図1といたしまして、区の総合型クラブが目指す区民の姿をイメージした図を新たに追加いたしました。

次に、7ページに参りまして、(2)の人材の確保及び育成の二つ目の丸、一番下から3行目でございます。総合型クラブを安定的に運営していくには、経営感覚のある人材の確保が重要であるとの区議会などからのご意見をいただきまして、こちらに「特に経営感覚のある人材の確保策」を追加いたしました。

次に、11ページをお願いいたします。(2)人材の確保の二つ目の丸です。こちらにも、「総合型クラブの運営には、経営感覚のある複数の人材確保が必要であり、公募による募集も検討する。」の文言を、ご意見に沿って追加いたしました。

その下へ参りまして、米印以下にマネジャーの解説が欲しいとのご意見をいただきまして、注釈を加えさせていただきました。

その4行下へ参りまして、(3)会員の確保の一つ目の丸に、総合型クラブの主な活動場所となる学校の生徒たちも含め、地域全体に周知していくことが重要とのご意見をいただきまして、「特に学校等の活動場所を中心に地域全体へ周知する。」との文言を追加いたしました。

次に、13ページへ参りまして、一番上、1行目に総合型クラブの活動場所の確保策をしっかりとしてほしいとの区議会などからのご意見を踏まえまして、「公益性のある団体として優先的に活動場所を確保していく。」の文言を追加いたしました。

その下へ参りまして、(2)の公共施設、ふれあい館、スポーツ施設などの利用の二つ目の丸につきましても、「公共施設の優先使用については、プログラム内容の公益性に応じて、北区または北区教育委員会が共催・後援することにより、先行予約や施設使用料の減額措置などの活用を図る。」の文言に改正をいたしました。

最後に、17ページに参りまして、5の教育委員会の役割でございます。一つ目の丸の最後の部分に、「PRイベント助成等の予算措置に努める。」の文言を追加いたしました。

同じく、教育委員会の役割の三つ目の丸ですが、総合型クラブの設立・運営のためのスポーツ環境の整備を図るとともに、学校施設を中心とした活動場所の後に、「優先確保策の検討をはじめ、共催・後援事業への支援、指導者や運営に携わる人材の養成」の文言を区議会などからのご意見を踏まえまして、追加させていただきました。

中間報告からの主な変更点は、以上でございます。

それでは、委員会資料の2枚目にお戻りいただきまして、4の今後の予定でございます。本年9月にこの最終報告を教育委員会を初め文教委員会、区立小中学校、区内スポーツ団体、スポーツ推進委員などへ報告をいたします。また、9月以降に、最終報告の内容を教育ビジョンなどへ位置付ける予定でございます。

大変雑駁ではございますが、私からの報告は以上でございます。

加藤委員長

ありがとうございます。  
本件について、ご質疑またはご意見はございますか。いかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。  
次に、日程第4、報告第44号、国家戦略特区に係る提案について、事務局から説明をお願いいたします。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

委員長

加藤委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

それでは、報告第44号のご報告をさせていただきます。国家戦略特区に係る提案でございます。2013年12月でございますけれども、国家戦略特別区域法が成立いたしました。2014年には国家戦略特区が6区域認定をされたところでございまして、このたび、内閣府が募集をいたしました新たな特区提案がございました。これに応募をしたということでございます。

ここに記載はございませんが、区は2件の提案を行ってございます。1件は、王子駅周辺のまちづくりの関係でございまして、もう1件は、ただいまから報告をいたしますスポーツ特区の関係でございまして、一括いたしまして区長部局を窓口にいたしまして、手続を進めているところでございます。スポーツ特区につきましては、区長部局と教育委員会で連携をして進めてまいりますので、本委員会に報告をさせていただくものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、まずはご説明の前に、制度の概要について若干お時間をいただきまして説明させていただきたいと存じます。資料1と左肩に書いている資料でございます。ご案内のとおり、特別区域でございますけれども、通常なら適応されるルールが適応除外になる地域、特別扱いの地域ということでございます。特区制度の趣旨でございますけれども、産業振興や地域活性化、こうしたものを目的に区域を限定して特段の優遇措置、それから支援措置を認める仕組みということでございます。

資料1の冒頭の四角の中をごらんいただきたいのですが、特に産業の国際競争力の強化、それから国際的な経済活動の拠点の形成でございまして、特別区域で規制改革等を実施するものでございます。

手続でございますけれども、中央の左側の四角でございまして、特区ごとに設置と書いてあるところなのですが、国家戦略特別会議、白抜きで書いてあるところでございます。主体といたしましては、担当大臣、地方公共団体の長、それから総理大臣選定の民間事業者、これらが協力をいたしまして、特区ごとに国家戦略特別会議を設置いた

しまして、左側の四角でございますけれども、特区計画を作成するものでございます。

下のほうに、規制の特例措置の適用と書いてございます。先ほど、規制改革等と申し上げた意味でございますけれども、実は3本立てになってございます。この規制の特例措置の適用のほかに、金融支援、税制支援の施策があるということでございます。国家戦略特別会議に基づきまして作成した特区計画でございますけれども、これは、左の上の四角でございます。内閣府に設置をされました国家戦略特別区域諮問会議で検討が行われます。内容によりまして、内閣総理大臣が認定をいたしまして、右の上の四角でございますけれども、特区の基本方針、閣議決定、それから特区区域が政令で指定されるという流れになってございます。

裏面をごらんください。特区のイメージということで資料を添付してございます。特区の目指すものでございますけれども、左側の列に記載のとおりでございます。大きく三つでございます。

国際的ビジネス拠点の形成、それから医療等の国際的イノベーション拠点の形成、イノベーションの意味でございますけれども、新しい切り口ですとか、新しい活用ですとか、新機軸といったようなことで説明をされるところでございますけれども、そういった医療の視点でございます。それから一番下でございます。農業等の産業の拠点形成と、大きく三つでございます。

一番右の列に分野別の分類がございますが、中央の列でございます。具体的な特例措置、この15項目が昨年10月に決定をされましたいわゆる初期メニューといわれているものでございます。今回、区の提案するものでございますけれども、一番目の容積率・用途等土地利用規制の見直し、それからその下のエリアマネジメントの民間開放、こういったものに位置づけられる内容となっております。

恐れ入ります、資料にお戻りいただきまして、2の提案内容、「スポーツ特区」をごらんいただきたいと存じます。まず、エリア設定でございますけれども、これはナショナルトレーニングセンターを中心に、十条台にございます東京都障害者総合スポーツセンター、それから北は桐ヶ丘体育館までのエリア、このあたりを想定しての提案となっております。

片仮名のイのコンセプトのところでございますけれども、2020年の大会開催に向けまして、ナショナルトレーニングセンター、それから東京都障害者総合スポーツセンター、こういったエリア内の環境整備、この一帯のエリア内の環境整備を図ることで総合的なスポーツタウンづくりを進めるといったようなコンセプトを持ってございます。

ウの想定する事業の主な実施内容というところをご説明させていただきます。あくまでも想定事業ということで考えられるメニューをこの時点では出してございます。

まず、(ア)でございますけれども、オリンピック・パラリンピック、身近に感じられるスポーツアミューズメントの整備でございます。これは例えば、トップアスリートの手形モニュメントの設置ですとか、あるいはオリンピックの歴史年表ディスプレイですとか、そういったアミューズメント、そういったものを展示するような施設展開、それを想定しています。できましたらナショナルトレーニングセンター内に設置することが望ましいということも踏まえましての内容でございます。

(イ)の国際大会開催時の区立スポーツ施設の開放でございまして、練習場として使

用可能なことで考えてございます。例えば、エリア内の赤羽スポーツの森でございませうとか、あるいは桐ヶ丘体育館、こういった整備・活用を視野に入れた内容にございませう。

それから（ウ）のバリアフリー都市の整備でございませう。こちらにつきましては、障害者スポーツを行うパラリンピアン視点から見たバリアフリー調査を今年度行っていくことになってございませう。そういったバリアフリー化を進める上でのさまざまな規制等を排除する、そのようなことで盛り込んでございませう。

それから（エ）のスポーツ関連産業等の誘致でございませう。こちらにつきましては、ナショナルトレーニングセンターがございませうその周辺に、例えばスポーツメーカーを集積できないか、あるいはアスリートのオーダーに応じた用品の製造や販売をする、そういった研究機関、それから販売機関、こういったものをトレセン周辺に誘致できないかということ想定しての内容でございませう。

（オ）の周辺大学との連携でございませう。こちらにつきましては、例えば帝京大学スポーツ医療の研究を積極的に取り組んでいくということ聞いてございませう。あるいは、東洋大学でございませうが、トップアスリートを学生として招聘しているという実績がございませうので、こうしたものを踏まえての取組みを想定してございませう。

資料その下の（２）でございませうけれども、法規制度ということで三つ掲げてございませう。アが、容積率・用途等の見直しでございませう。こちらにつきましては、例えば現在国で検討していると聞いてございませうが、いわゆる第二トレセンの整備、こういったものの容積率等の規定を見直しまして、これから検討・着手する上で支障となる容積率等の撤廃、そのあたりを視野に入れたものでございませう。そういったことで競技の練習施設の拡充でありますとか、先ほど申し上げましたアミューズメント施設をそこに取り込むということも想定しての提案でございませう。

それからイのエリアマネジメントの民間開放、これは例えば歩道上のモニュメントでございませうとか、あるいはオープンカフェ、こういったものを想定してございませう。

それから、ウの公園施設の緩和でございませう。これにつきましては、ナショナルトレーニングセンター周辺の区立公園を整備する際、公園ですのでいろいろな縛りがございませう。そういったものを撤廃いたしまして、何かハード面での施設展開ができないかということ踏まえての提案となってございませう。

今後の予定でございませうが、必要に応じて国のヒアリングが実施されるということになってございませうが、過去の特区の認定の実績についてご紹介をしたいと存じます。国家戦略特区の規制特例措置の提案でございませうけれども、第一次募集、これは平成25年に行われました。242の団体から提案をされてございませう。大きな効果を望める地域が6件、これが認定をされた状況になってございませう。

都内の状況なのですが、全国で6区域が特化戦略特区に指定されておりまして、6区域のうちの一つは、東京圏が指定をされているのですが、具体的には都内9区が指定をされてございませう。この都内9区なのですが、これは既に取り組んでおりました再開発関連等の取組みについて、直ちに効果の出るものとして指定を受けたということございませう。北区が今回申請をするもの、これはこれから着手する新たな施策という点で、取組み内容をどこまで今後充実させるかが課題になってくるということございませう。

ございます。

本件につきましては、板橋区と協議をいたしまして、板橋区側のトレセン周辺エリアとあわせまして、板橋区との共同提案という形で応募いたしました。東京都の感触でございます。東京都からは提案内容につきまして、スポーツ特区につきましては、東京圏区域方針の政策課題にあるオリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市交通機能の強化という点で、提案内容が読み込めるかどうかという整理が必要であるというコメントをいただいております。

ちなみに、今回の応募期間でございます。平成26年7月から8月にかけて、国家戦略特区新たな措置に係る提案でございます。件数でございますけれども、提案件数が206件でございます。応募団体数が157団体あったと聞いてございます。東京都からは、応募の数量的には検討の俎上に載せるのも非常に厳しい、なかなか難しい現状だと聞いているところでございますが、区といたしましてはオリンピック・パラリンピックを見据えた特色ある取組みであるスポーツによる地域づくりモデルといった点で、国家戦略特区の指定を目指していきたいと考えているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

加藤委員長

ありがとうございます。

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。いかがでしょうか。特にございませんか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第5、報告第45号、スポーツ祭り2014における区連携プログラムについて、事務局から説明をお願いいたします。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

委員長

加藤委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

それでは、報告第45号でございます。1枚おめくりいただきたいと存じます。スポーツ祭り2014における区連携プログラムでございます。

1の概要のところでございますが、毎年、体育の日に、トレセン周辺でスポーツ祭りが行われてございます。そのときの取組みにつきまして報告をさせていただくものでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりをいただきまして、A4横の資料でございます。スポーツ祭り2014の概要でございます。この件でございますけれども、10月13日、月

曜日・祝日、体育の日、実施時間、9時15分開会式から3時半まで、さまざまなプログラムが行われるところがございます。実施会場はお示しのとおりでございます。主催のところがございます。文科省その他、後援につきましては、北区及び北区教育委員会が後援を行います。

実施内容でございますけれども、①の開会式に始まりまして、②オリンピックのふれあいジョギングでございます。それから、たくさんのトップアスリート、オリンピックによりましてのふれあい大運動会、これは③でございます。④各種スポーツ体験教室、これは午後に行われるものがございますけれども、約1,800名でございます。このうちの1割につきましては北区優先枠ということで、北区の子どもたちが参加することになってございます。事前申込制になってございます。飛びまして、⑩の憩いの広場、ステージ展開でございます。これにつきまして、これからご説明をさせていただきます。その他、お示しのとおり障害者スポーツ体験ブースなど、さまざまなイベントが行われるところがございます。

資料をお戻りいただきまして、1の概要の2番目の段落のところでございます。2020年の大会を見据えまして、全国からの来訪者に「トップアスリートのまち・北区」をPRするという、それから今後「トレセン通り」いわゆる「ROUTE2020トレセン通り」ですけれども、これの愛称をつける取組みをPRすること、そうした機会にしたいと考えてございます。

こちら2番、日時をお示しいたしましたのは、「憩いの広場・ステージ展開」についての日程を書いております。この「憩いの広場・ステージ展開」オープニングセレモニーが11時50分、それからオリンピック・パラリンピックのトークショー、それから12時30分から北区ステージ、それから1時10分から板橋区ステージということで行われます。会場は、トレーニングセンターの駐車場特設会場でございます。

内容でございます。赤羽商業高校でございますけれども、これは北区と1カ月に1回、トップアスリートのまち北区にかかわるアイデア創出の会議をしているところがございます。そういったことから今回赤羽商業高校にお願いをいたしまして、演劇、軽音楽、20分程度、出し物を出してもらおうということになってございます。

それから、西が丘児童館のバトントワリング、これも20分程度行うものがございます。演劇等で愛称名のPR要素を盛り込んだ演出を行うと書いてございますが、例えば演劇のせりふの中に、「ROUTE2020トレセン通り」を北区が取り組みをしているのだよというせりふを入れていただくということを考えてございます。あるいは、よくバレーボールの応援等で使われている細長い棒状の風船であるスティックバルーンに「ROUTE2020トレセン通り」という名称を書きまして、トレセン周辺でお配りをしていただく、例えばジョギング大会の応援に用いるということで考えてございます。

5の今後の予定でございますけれども、その前に「トレセン通り」のPRの演出の趣旨をご説明させていただきます。「ROUTE2020トレセン通り」関連のサインをつくるということにつきましては、本年2月の本委員会におきまして、関連事業の報告の中で設置をご説明させていただきました。「ROUTE2020」の標識関係のスケジュールですが、赤羽駅前にPR広告塔を今年度末に、2月・3月ごろの設置を目途

に、今デザインの検討に着手してございます。

それから、「ROUTE 2020通り」沿いの標識、サインでございますけれども、これはかなり先になってしまうのですが、現在こちらにつきましてもデザインの考案に着手をしたところでございます。今後の予定の中で、通り沿いの看板がないと、PRイベントをしても意味が薄いということを商店街からもご意見をいただいておりますので、来年度前半に看板を道路わきにつけますが、看板を設置したとき、夏ごろを考えてございますが、そのときに5番のところでございますけれども、華やかなPRイベントを行いたいと思っておりますが、そこまで時間もございませぬ。地域に少しずつ、この「ROYTE 2020トレセン通り」の名前を定着させるといったような意味も込めまして、今回このPR要素を盛り込みましたいろいろ取組みを実施することを考えてございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

加藤委員長

ありがとうございます。

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

この件に関しては、ご質疑・ご意見がないようですので、報告は終了いたします。

次に、日程第6、報告第46号、区政モニター会議の実施結果について、事務局から説明をお願いいたします。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

委員長

加藤委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

それでは、報告第46号、区政モニター会議の実施結果についてでございます。

まず、区政モニター制度でございますけれども、38名の皆様がいらっしゃいます。19名は、各連合町会の自治会推薦の方々でございます。残り19名は公募で広報課において選んでございます。性別・年齢・地域等を考慮して決定しているところでございまして、この38名の方、任期が2年、年3回程度の会議を行います。今回、オリンピック・パラリンピックに向けてというテーマで開催いたしました。2年任期の最初の会議でございます。

2の実施状況のところをごらんいただきたいのですが、8月30日の土曜日の午前中に北とびあで会議を行いました。テーマは先ほど申し上げましたとおりでございまして、38名の方にご出席をいただいております。

会議の進行でございますけれども、私からオリンピック・パラリンピック関連事業の

取組みを15分程度ご説明させていただきまして、その後、38名の方に三つのグループに分かれていただきまして、グループ討議を行っていただきました。括弧にお示しのとおり、「トップアスリートのまち・北区」の新たな取組みということで、アイデアの創出をお願いしたところでございます。

討議後、グループ別に討議結果の発表を行っていただきまして、その後、私から講評をいたしましたところでございます。検討テーマにつきましては、お願いをいたしました内容が三つございます。口頭で説明をさせていただきますけれども、「トップアスリートのまち・北区」として発展していくには、どんなアイデアが必要かということが1点目。それから、先ほど申し上げましたPRサインの関係でございます。こちらについてのアイデアも欲しいということが2点目。

それから、まちかどトークで盆踊りをつくったらどうか、北区独自の盆踊りをオリンピック・パラリンピックに向けてつくったらどうかというご意見がございましたので、こうした地域コミュニティを強化するとともに、北区文化を発信すると、こういった取組みで何かアイデアはないかということが3点目。以上3点について意見等をお願いした次第でございます。

アイデアの内容につきましては、なかなかPRサイン、それから地域コミュニティの部分、難しい部分もございました。北区として発展していくということへのご意見を頂戴したところでございますけれども、幾つかご紹介してまいります。まず、西が丘から離れた地域についても取組みをしてほしい。区全体を見渡しての取組み、全国に発信する前に、まず区全体に発信してほしいというご意見がございました。

それから、地域に根差した町会・自治会の連携、こういったものが必要になるということで、しっかりすべきだというご意見をいただきましたので、今後町会・自治会の方々につきましては、例えばトレセン通りの愛称につきましては、7月にご説明に伺ったところでございますけれども、今後も綿密に十分にご相談をさせていただきながら取り組んでいきたいと、このようにご返事させていただきました。

それからイベントの告知、また実施結果を見せる工夫が足りないのではないかとのご意見もございましたので、イベント告知につきましては、北区ニュースですとか、ホームページ、それからスポーツ施設に配布、対象によっては学校、全児童に配布などを行ってございます。実施結果につきましては、基本的に全てのイベントのプレスリリースを行ってございます。既にことしで7回、リリースを行っているところなわけですけれども、今後もなでしこサッカーの子ども記者取材といったような取り組みなどを報道機関に着目されるような視点で、イベントの内容も工夫していきたいとさせていただきます。

それから、エリートアカデミー生を紹介するVTRがあるのですが、広報課が作成しているものです。最新版のものをつくってほしいというご意見もございまして、今後検討するとさせていただきます。

トレセン見学の話でございます。これにつきましては、10月13日、スポーツ祭りで先ほどのスポーツ体験教室、この参加者は自由に見学できるので積極的に見学をしてほしいというお話をさせていただきました。それから、見学のあり方全般につきましては、少しでも多くの方に見学をしていただくようにJOCと相談をしているというところ

ろで申し上げさせていただいたところでございます。

今後の予定でございますけれども、11月に区政モニターさんのナショナルトレーニングセンター視察会、2回に分けて実施をするということになっております。

以上、会議の実施結果と報告をさせていただきます。

加藤委員長

ありがとうございます。

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

特にないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第7、報告第47号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

加藤委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、後援・共催事業に関しまして、ご報告を申し上げます。報告第47号をごらんください。今回は、名義使用承認報告が9件、事業実績報告が1件でございます。1枚おめくりをいただきまして、初めに名義使用承認報告です。

1件目、きたく子ども劇場 遊び表現活動平成26年度後期でございます。きたく子ども劇場の主催で、平成27年1月11日、2月8日、3月1日に、お示しの赤羽自然観察公園などで実施されます。

2件目は、きたく子ども劇場 鑑賞例会平成26年度後期でございます。きたく子ども劇場の主催で、10月5日～平成27年3月22日の間、別紙1をごらんいただけますでしょうか。別紙1にお示しの7講演、北とぴあ さくらホールなどで実施されます。

それでは、お戻りをいただきまして、3件目でございます。平成26年度「体育の日」中央記念行事 スポーツ祭り2014で、独立行政法人日本スポーツ振興センターの主催で、先ほども報告がありましたが、小中学生を対象にアスリートによるスポーツ教室や、各種スポーツ体験のイベントを行うもので、10月13日に国立スポーツ科学センター他で実施されます。

4件目は、ボーイスカウト城北地区発足5周年記念ラリーです。ボーイスカウト東京連盟城北地区北区連絡会の主催で、一般参加の小学生等を対象に工夫を凝らした各隊によるゲームなどを行うもので、11月23日に荒川河川敷バーベキュー広場等で実施されます。

5件目は、独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」平成26年度後期自然と遊ぼう！ネイチャーゲームです。王子シェアリングネイチャーの会主催で、自然大好き大地探しゲームや、泥団子づくり、どんぐり染めなどを通して自然の不思議さ

や面白さを実感してもらうイベントで、10月19日～12月14日の間に全4日、赤羽自然観察公園 他で実施されます。

6件目は、第9回 環境展です。東京都北区環境展実行委員会主催で、10月18日に赤羽小学校で実施されます。環境にかかわる団体によるパネル展示や実演を行うもので、区立小学校等からも参加をしています。

7件目は、NPO法人れっど★しゃっふる主催 平成26年度下半期事業プログラムです。特定非営利活動法人れっど★しゃっふるの主催で、10月1日～平成27年3月31日の間に、別紙2でございますが、こちらにお示しの5事業を都立飛鳥高校他で実施されます。

それでは、お戻りいただきまして、8件目でございます。第27回 おとなのためのおはなし会です。北区おはなしの会の主催で、11月9日に中央図書館3階ホールで開催されます。

おめくりいただきまして、9件目でございます。生涯学習セミナー 心新たに生きるです。東京北モラロジー事務所の主催で、10月9日～10日、北とぴあ 第2研修室で実施されます。

続きまして、事業実績報告でございますが、こちらはお示しの1件でございます。ご覧いただければと思います。以上でございます。

加藤委員長

ありがとうございます。  
本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森下委員

委員長

加藤委員長

森下委員

森下委員

二つお願いします。まず、1点は、3番目の体育の日の中央記念行事ということで、先ほど担当課長からご説明いただきましたけれども、この日から国民体育大会、これも北区のほうの開会式が行われるということで、いよいよスポーツの秋たけなわですけれども、ぜひあの近辺の稲付中サブファミリーのほうでスポーツの推進校に指定を受けて、いろいろと今、先日もオリンピックを迎えての水泳等がございましたけれども、ぜひ近隣のサブファミリーにかかわらず、広く北区の子どもたちにこういうところに参加できるのだということの周知を、何かいい方法でなさっていただけたらなということが一つです。

それから、6番目の環境展ですけれども、たまたま昨年度、滝野川小学校が会場でなされました。私時間があって参加したのですけれども、やはり今課長の説明にありましたように、各団体さんのいろいろな取り組みですとか、また去年は浮間小や岩淵小、滝小の子どもたちが、日ごろの環境教育の成果の一端を舞台を使ったりしてパネルに書いたりして発表されておりました。非常に中身の濃い北区の環境、また日ごろの環境の学習の発表会で意義のあるものでしたので、お時間があつたらことしも行きたいなと思っておりますが、皆さんにちょっとPRをさせていただきます。

以上です。

加藤委員長

ありがとうございます。事務局から。

東京オリン  
ピック・パ  
ラリンピック  
担当課長

委員長

加藤委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリン  
ピック・パ  
ラリンピック  
担当課長

スポーツ祭りの日の各校へのご案内というご趣旨のご質問かと存じますけれども、こういった体育の日のスポーツ祭りは事前申込制のイベントが多数ございますので、各校にご案内をさせていただきます。それから、10月10日号の北区ニュースでございます。13日の直前ということになってしまうのですが、この日は先ほど申し上げましたようにナショナルトレセン、午後の部、とにかく20競技のスポーツ体験教室、これは自由に見学できるということで、1年に1回しかないと申しますか、そういった貴重な機会、この機会にぜひ訪ねていただきたいということで、北区ニュースに目立つような書き込みをつくりまして掲載をいたしたところでございます。

加藤委員長

ありがとうございます。

ほかに、ご質疑またはご意見はございますか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。次に、日程第8、報告第48号、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

委員長

加藤委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、報告第48号、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について、ご説明申し上げます。1枚おめくりください。

今回の国の学力調査は、全国の小中学校で小学校6年生と中学校3年生を対象に、悉皆の調査として行われました。調査の目的につきましては、1枚目に記載されているとおりでございます。国・公・私立計約3万643校、約112万3,000人の小学校6年生、約111万8,000人の中学校3年生が参加をいたしました。

教科は、小学校6年生は国語と算数、中学校3年生は国語と数学となっております。

また、問題につきましては、知識を見るA問題、そして活用力を見るB問題の2種類となっております。

全国的な傾向といたしましては、文部科学省は、全国的に全体としての成績の底上げが図られた一方、教科別では依然、活用力に課題があるという分析をしているところです。

北区の結果でございます。1枚おめくりいただけますようお願いいたします。2ページをごらんください。今回は速報という形で結果をお示しいたします。まず、一番上のところでございます。平均正答率のところをごらんください。小学校につきましては、昨年度と同様に、全ての教科で全国平均を上回っております。国語については、都の平均を若干上回っておりますが、算数のAにつきましては、都の平均よりも若干下回りました。

続きまして中学校についてでございます。昨年度に比べてでございますけれども、国語B、そして数学Bにつきましては、全国平均にほぼ並んだところでございますが、国語のA及び算数Aにつきましては、1ポイント程度下回りました。また、都の平均と比較しますと、昨年度と同様、全教科で2ポイントほど低くなっている状況でございます。

次に、経年変化を見てみます。こちらは、国の統一的な基準として、標準化得点を用いて説明いたします。これは、表の欄外、下のところにアスタリスクマークがあるのですけれども、そこにも説明書きがありますけれども、毎回のテストが過去の問題とは異なっております。したがって、各年度の調査における全国の平均正答数がそれぞれ100となるように標準化した場合の得点という意味合いの数値となっております。これが100を超えていれば全国水準をクリアしているという警告になります。

そういったところで見てみますと、昨年度のデータとちょっと比較をしてみますと、小学校でございます。平成25年度と26年度を比較いたしますと、算数につきましては、A・Bともに若干上回っております。国語については、A・Bとも数値が変わっておりません。中学校につきましては、数学のAは若干下回り、逆に数学のBは、若干上回っております。国語につきましては、A・Bともに数値は変わっていないという状況でございます。

次に、資料の2-1をごらんいただければと思います。3ページでございます。上の二つは、全国基準との比較になります。円グラフでございます。上の二つは全国基準との比較、そして、下の二つにつきましては、東京都を基準とした場合の比較となります。左側のところに、今年度の学校質問紙、つまり学校の取り組みの状況と、学力の相関を見たものでございますが、右側につきましては昨年度実施した結果を重ねたものとなっております。

真ん中の小さい点線の円があると思えますけれども、これは基準ということになります。したがって、この円を飛び出しているものがあると思うのですが、この円を飛び出しているものが基準以上のものであるという意味でございます。そして、形が円に近い場合につきましては、全国や東京都の基準値と同じ傾向であるということになります。また、円からはみ出て大きいほど、児童・生徒の成績や意識が高いということであらわしていたり、また、各学校が各項目に力を入れていることがあらわれているという

こととさせていただきます。

具体的に例でお示しいたします。左側の今年度の二つの基準のチャートで言いますと、上のところでちょっと見ていただきたいのですが、この丸い円のところを見ていただきますと、家庭学習のところはちょっと内向きというか白くなっているのがおわかりいただけますでしょうか。これは、要するに円よりも引っ込んでいることとなりますので、家庭学習の指導に課題があることを意味しています。逆に見ていただきますと、個に応じた指導というところが円から飛び出ていると思いますけれども、これにつきましては学校で個に応じた指導を積極的にやっているという学校が答えていることとなります。

1枚おめくりいただきまして、今度は児童の意識や実態の状況と学力の相関関係を見たものとなります。これも先ほどと同じように白く円の内側のところにあるものを見ていただきますと、規範意識がちょっと内側に入り込んでいるというのがわかります。また、自尊感情、これも内側に入り込んでいます。また、学習習慣、それから生活習慣も空白になっておりますので、内側に入っております。

ということで、これは全国と比較した場合、北区の子どもたちですけれども、規範意識や自尊感情、そして生活習慣、学習習慣が課題ということとなります。これは小学校のものでございます。

続きまして、同じく資料3-1となりますが、恐れ入りますが、ずっとおめくりいただきまして、31ページの資料3-1をごらんください。これも先ほどと同じような形で見ていただけたらと思うのですが、やはり上のところを見ていきますと、空白になっているところをちょっと見ますと、課題だなと思うものが、教員の研修・教職員の取組となっていますから、このところが北区の学校はやや弱いということがわかります。

また、家庭学習の指導についても少しへこんでいますので、ここも少し課題なのかなということが見てとれます。逆に個に応じた指導が、先ほどの小学校と同じように大きく外に出ていますので、これについては力を入れているということとさせていただきます。

北区では、学力パワーアップの非常勤講師等が小まめに丁寧に指導を行っておりますので、こういったところも学校が認識しているところではないかと思っております。

また一方、次のページ、32ページを見ていただきたいのですが、今度は生徒の意識や実態について比較したものでございますけれども、これを見ていただきますと、やはり空白になっている部分が、規範意識、それから学習習慣とか生活習慣当たりが空白になっているかなということとさせていただきますので、やはり先ほど小学校もそうでしたけれども、規範意識ですとか学習習慣、生活習慣という当たりが北区では課題であるなということが、ここからわかってくることとさせていただきます。

それぞれ都道府県ごとの小中学校別の公立学校の実施概況というのを資料に入れてあるのでございますけれども、それにつきましては今回説明を省略させていただきますので、後ほどごらんください。

恐れ入りますが、再び戻っていただきまして、6ページ、資料2-3、回答結果集計、児童質問紙、小学校調査をごらんください。今回は、これをもとに児童・生徒の意識や実態について、幾つか気になる部分を抜粋してご説明申し上げます。

まず、生活習慣、意識・態度にかかわる設問です。6ページの2段目をご覧ください。「毎日、同じぐらいの時刻に寝ていますか。」と、これは小学校の調査でございます。これで毎日同じぐらいの時刻に寝ていると回答している児童は、「している」と、それから「どちらかといえば、している」というのを足すことによって大体わかるわけですが、それでも、「毎日同じぐらいの時刻に寝ている」というものは、全国で言うと79.2%のもの子どもたちが寝ていると知っているのですけれども、全国が79.2%に対して、北区では75.4%ということではちょっと低くなっています。

また、同じ質問を中学生にもしているのですが、全国では74.1%が同じぐらいの時刻に寝ていると知っているのですが、北区では72.3%の生徒が同じぐらいの時刻に寝ていると答えているということで、ちょっと不規則な生活習慣がわかるところでございます。

次に、7ページの3段目のところをご覧ください。小学校を中心にしておりますので、また次のページに行きませんが、中学校もあわせて説明させていただいておりますので、ご了解ください。7ページの一番下の段、「自分には、よいところがあると思いますか」という設問に対して、肯定的な回答をしているものが全国では76.1%、小学生、「自分には、よいところがあると思いますか」、76.1%の児童があるといっているのですが、北区では小学生は72.9%となっております、少し低い数値だと思います。

同じく中学生につきましても、全国では67.1%が平均なのですけれども、北区は64.1%ということで、3%ほど低いということになっております。自己肯定感が少し低いとなっております。

おめくりいただきまして、10ページの一番上の段のところを見ていただきたいのですが、「普段（月～金曜日）、1日当たりどれぐらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか（携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く）」この質問に対して、「1時間以上やっている」と答えた小学生ですけれども、全国平均だと15.1%の児童が1時間以上やっている。北区の平均は19.0%ということで、4%ほど多くなっております。

また、中学校でも「1時間以上やっている」という生徒が、全国では56.4%ですが、北区では59.8%ということで、全国平均よりも多くしているという結果が出ております。

続きまして、13ページをおめくりください。13ページの3段目、「家で、学校の授業の復習をしていますか」という質問ですが、これは小学校では、全国の平均で54%の児童が復習をしていると答えているのですが、北区の子どもたちは44.7%ということで、約10%までいかない、9%ぐらい低い数値になっております。

また、中学生につきましても、全国では「復習をしている」という平均が50.4%なのですけれども、北区では41.4%ということで、やはり9%ほど復習をする子どもたちのパーセントが低くなっております。

ここまで見てきますと、北区の児童・生徒は、夜寝る時間が不規則で、家に帰ってから携帯電話やスマートフォンを使用している時間が長く、それによって家庭学習の時間が十分でない、という課題が出てくるかと思っております。

続きまして、規範意識に関する設問でございます。17ページをおめくりください。17ページの1段目、「学校のきまり、規則を守っていますか」という質問でございます。小学校では、守っているという「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えている生徒は、全国で90.5%ということになりますが、北区では87.6%ということで、これは低くなっております。

中学生につきましても、全国で93%、平均ですが、北区では89.0%ということで、やや低くなっております。

次に、18ページの一番上の段をごらんください。「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問ですが、これにつきましては、小学校では全国で96.4%、北区では96.1%ということで、昨年に比べて少し北区の子どもたちも「いけないと思う」のパーセントがふえております。

しかし、中学校は、全国平均が93.4%、北区では90.6%ということで、やや低い数値となっております。

最後、勉強の授業の内容についてでございますが、19ページをごらんください。19ページに一番下の段、「5年生までに受けた授業では、自分の考えを発表する機会が与えられていたと思いますか」という質問ですが、これについては、小学校の平均では全国83.7%ですけれども、北区では81.6%ということで、やや少ない感じがします。

中学校では、全国平均は81.1%なのですが、北区では74.4%ということで、全国よりも低いパーセントが出ております。また、20ページのところで、一番上の段、「5年生までに受けた授業では、学級の友だちとの間で話し合う活動をよく行っていたと思いますか」と、話し合いの時間のところですが、これにつきましても、見ていただくとわかるのですが、ちょっと低い、平均よりは低いという形で、中学校につきましても低い数値が出ているところでございます。

今後は、家庭と連携した児童・生徒の生活習慣の改善、学習習慣の改善を図るとともに、自分の考えを発表する機会ですとか、話し合う機会を設定するとか、そういったところで施行判断、表現力を育てていくと、こういった授業についても各校に指導してまいります。

以上、雑駁ではございますが、ご説明申し上げました。

加藤委員長

ありがとうございます。

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森下委員

委員長

加藤委員長

森下委員

森下委員

今、説明をいただきました、最後に課長がおっしゃったように、本当にこれを通して今後さらに改善ということで、それに尽きるかと思うのですけれども、私もこれを小学校・中学校最後まで読みながら、本当に何か気持ちがどんどん重くなっていて、こん

なに先生方が一生懸命やっているのに、どうして子どもたちの意識と違うのかなと思う部分もたくさんありました。

家庭での取り組みは、やはりもっともっと家庭に伝えて取り組んでもらわなければならない。就寝時刻だとか、朝御飯を食べてきているかとかというところもありますけれども、やはり学校と家庭と両方で子どもたちが自己肯定感を持てるように、学校ではほめてもらっていたけれども、どうも家ではいつもあなたはだめみたいになっていると、子どもの心の中には多分自分はいいところがあるかどうかという当たりをどう判断しているのかなという心配もありますので、学校と家庭と両方でさらにこの部分を伸ばしていこうというところ。あるいは学校の授業で、5年生までに授業のねらいだとかが示されていたかという、恐らくどの学習でも、きょうの目当てはこれですよと、きょうはこれを勉強しましたよとか、やっているのが授業スタイルだと思うのですけれども、それが違うと、低い数値が出ていますよね。

ということは、子どもたちにはそんなに意識を持たせていないのかなというところで、先生方がやはり授業の改善をこれらをもとにしていただくということが非常に大切かなと思っています。その結果がやはり学習の成果にもつながるなどということで、この結果をスタートとしてここから取り組みを北区の教科部会もそうですし、また、各学校で十分話し合ってもらえたらかなと思っています。子どもたちの意識の中にはそれだけまだ十分浸透していない、発表の機会も相当先生方は工夫していると思うのですね。でも、子どもたちはそんなふうに意識していない。頻度が低い状況ですので、これらを大事にこの資料を生かして、さらなる取り組みをぜひ応援していきたいと思いました。

加藤委員長            ありがとうございます。

教育指導課長        委員長

加藤委員長            教育指導課長

教育指導課長        ありがとうございます。委員からのご指摘がありました、やはり授業の初めにねらいを示しているかどうかというところで、子どもたちのアンケートから見ますと、全国平均からすると北区の先生方は示していないという結果になっております。本当に見通しが、やはりねらいをしっかりイメージして、子どもたちが見通しをもって学習をすることは一番大切なことですので、今回学力調査の結果の需要ですけれども、児童質問紙で出た結果について、やはり指導課として学校に指導のポイントということで周知徹底を図っていききたいと思っております。

また、学習だけではなく、生活習慣等につきましては、今現在も各学校では早寝・早起き・朝御飯ですとか、さまざまな形で学校だより等を使って、また保護者会等を通じて、理解・協力を求めているところがございますが、やはり実際にこういう数値、北区の子どもたち、各学校では各学校の数値を多分お持ちだと思いますので、そういった数値を活用しながら、保護者の方々、また地域の方々には説明しながら、理解を求めていくとそういったことを進めていく必要があるかと思っております。

加藤委員長

ありがとうございます。よろしく願いいたします。  
ほかに、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。  
次に、日程第9、報告第49号、「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について、事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

委員長

加藤委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、報告第49号、「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について、ご説明申し上げます。本調査につきましては、ことしの4月の小学校2年生から6年生までの児童、そして中学校は全学年の生徒を対象に悉皆で実施いたしました「北区基礎・基本の定着度調査」の結果について、ご説明いたします。

1枚おめくりください。1ページをごらんください。ここに平成22年度から26年度まで経年変化を示させていただきました。実は、毎年問題が変わっております。そして、それによって難しさも年度ごとに若干ではありますが、難易度も変わっておりますので、単純に区の全体正答率を用いて昨年度よりもよかったというのは公正ではないということで、ここにも書いてありますけれども、区の全体正答率を目標値で割って、掛ける100という数値を仮に達成率ということで、区の教育委員会としては考えておまして、その数値を用いて経年変化をしているということでございます。

それでは、初めに小学校の国語についてでございます。今年度は4年生の二つの観点を除いて全学年で全ての観点で目標値を超えているところでございます。また、どの学年も昨年度に比べまして、書く能力が向上をしております。一方、3年生では、指定された長さで文章を書く設問で、無回答の児童が全体の16.2%いるなど、なかなかうまく書けないという子どもたちの状況も見られます。

次に、中学校の国語でございます。5ページをごらんください。昨年度に比べまして、中学校2年生についてですけれども、言語についての知識・理解・技能及び中学校3年生の書く能力が目標値を下回っているところでございます。今後につきましては、漢字の読み取りや書き取りに課題が見られますため、反復練習や日常生活における漢字の使用、国語辞典の活用等が鍵となると考えます。

続きまして、小学校社会でございます。8ページをごらんください。5・6年生ともに全ての観点で目標値を超えているところでございます。設問別に見ますと、地図の読み取り等が弱いというところがございます。校外学習等でも地図を活用するなど、できるだけ地図記号に触れる、そういった工夫が必要と考えております。

次に、10ページでございます。中学校の社会でございます。昨年度に比べて1年生

で全観点、目標値を下回っております。養殖業についての設問、聖徳太子の政策についての設問等に課題が見られました。単元ごとに小テストをしてまとめる、そういったことも有効だと考えております。

続きまして、小学校の算数でございます。13ページをごらんください。算数につきましては、見ていただくとわかるように、全部白くなっております。最近の5回の区全体の平均の正答率につきましては、小学校につきましては全学年で目標値を上回っているところがございます。設問別に見ますと、3年生では長さの単位が、4年生では重さの単位の理解等が課題となっております。

次に、中学校の数学でございます。16ページをごらんください。昨年度上昇の兆しが見えましたが、今年度は特に1年生が前年度に比べて達成率が下がっているところがございます。全学年ともに数量や図形などについての知識・理解に課題が見られる状況でございます。比例と反比例の特徴を比較する設問等に課題が見られたところがございます。

続きまして、小学校の理科でございます。18ページをごらんください。昨年度に比べまして6年生では全体的に達成率が上がっております。しかしながら、4年生では三つの観点で目標値が下回っております。4年生と6年生の両方で、自然事象についての知識理解が目標値を下回っております、課題となっております。

続きまして、中学校の理科でございます。21ページをごらんください。ちょっと黒くなっているのですが、中学校1年生の観察・実験の技能の観点を除いて、全ての学年で目標値を下回っております、中学校の理科については大きな課題となっております。ただ、3年生につきましては、よく見ますと、目標値には達してはいたのですが、この3年間の流れを見ますと、全体的には少しずつ達成率が上がってきているという状況が見られます。1年生では顕微鏡の使い方を問う設問を理解している生徒が3分の1となっております。また、2年生ではメスシリンダーの読み取り、また、3年生ではガスバーナーの火を消す手順、こういったところに課題が見られたところです。小テストやまとめのテストをしながら、繰り返し確認をするという工夫も必要であると考えられます。

最後に、中学校の英語でございます。24ページをごらんください。小学校の段階では読んだり書いたりする学習を行っておりませんので、中学校1年生の段階では調査ができません。したがって、調査結果は中学校2年生、そして中学校3年生となっております。北区では、小学校1年生から4年生まで、年間10時間、5・6年生まで35時間ずつ外国語活動を行い、ALTとか全部入っております、英語になれ親しむ活動を行っていることもあり、2年生も3年生も全ての観点で目標値を超えているところがございます。

しかしながら、設問別に見ますと、書くことが要求されている設問では、無回答の生徒が2年生では14%を超える、そういったような課題もございまして、今後は2年生で3分程度、3年生では5分程度が書けるようなそういった練習をしていくことが鍵だと考えております。

最後に、調査結果全体を通してですが、中1の子どもたちは3月に小学校を卒業しまして、4月に中学校に入学し、定着度調査を行っております。したがって、中学校

の国語・社会・数学・理科、この四つの教科が今回目標値を超えていない観点、特に中学校1年生ではありますので、今後指導していく中で、小学校6年生の先生方に、中1での学習状況や課題を認識してもらい、そういった取り組みを今度指導課として行っていきたいと思っております。

それぞれの学年の行ったテストについては、分析を学校は共有するのですが、それが十分その次の学年、そこにつながってっていないという状況がございますので、そこについて指導の工夫を指導課としても図っていきたいと考えているところでございます。

以上、説明をさせていただきました。

加藤委員長

ありがとうございます。

本件について、ご質問またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

ここで、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター西が丘本部の移転後の跡地等に係る要望についての報告を日程に追加したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

加藤委員長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加いたします。

それでは、追加日程第1、報告第50号、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター西が丘本部の移転後の跡地等に係る要望について、事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

加藤委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

私からは、追加日程とさせていただきました報告第50号について、ご報告をさせていただきます。この案件につきましては、平成27年9月14日の教育委員会におきまして、要望書の提出についてはご説明をさせていただいたところでございます。資料につきましては、1枚おめくりいただきまして、A4判の資料をごらんいただければと思います。

1番の趣旨でございます。本案件につきましては、恐縮でございますけれども、以下のセンター跡地と呼ばせていただきたいと思います。こちらにつきましては、平成23年9月20日に、東京都知事宛に提出したこの要望書につきまして、平成26年9月5

日に回答があったので、今回報告をさせていただくものでございます。

2番の主な東京都への要望内容、これは、当時要望した内容について、再度説明をさせていただくものでございます。大きく要望点は2点あります。1点目につきましては、この(1)にありますように、センター跡地におけますスポーツ施設の整備についてでございます。具体的には、大震災時における被災者支援等の活動拠点を併せもつスポーツ施設、例としまして、野球場等ということの整備要望をさせていただいたものが1点目でございます。

2点目は、北区内の都立スポーツ施設の充実です。具体的には、北区十条台にございます東京都障害者総合スポーツセンターの施設改修、施設の充実についてでございます。

なお、この要望につきましては、3の経緯にありますとおり、財団法人北区体育協会から区長宛にいただきました要望書の内容を踏まえて、区として東京都に要望をさせていただいたものでございます。3番は、その過程、経過をお示しさせていただいたものでございます。

恐縮です、1枚おめくりいただきまして、写しとなっております、今回東京都から送られてきた回答内容でございます。こちらにつきましては、口頭で主な内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料に行きますと、記書き以下の点でございます。

大きく2点要望させていただいたうちの1点目、スポーツ施設の整備につきましては、現在同地におきましては土壤汚染工事を進めていまして、その進捗によりまして、早ければ平成29年度から利活用の可能性があるセンター跡地、こちらにつきましては、北区からの要望の趣旨も踏まえ、NTC拡張用地として取得の以降を示しております文科省との協議ですとか、調整を進めていくという内容でございます。

ただし、その際におきましては、大震災時における被災者支援等の事業ということで要望させていただいたそういった部分、また、地域住民を初めとした都民のスポーツ振興への協力につきましては、確実な実施を申し入れるというような回答のものでございます。

あわせて、北区からの要望につきましては、その趣旨を引き続き誠意をもって協議をさせていただくという内容でございます。

2点目の北区内のスポーツ施設の充実についてでございます。こちらにつきましては、東京都障害者総合スポーツセンターにつきましては、改修工事を行うこととしている点でございます。内容につきましては、今年度と来年度に基本設計及び実施設計を進めるというところでございます。

また、改修に当たっては大きく三つの視点で改修を進めると。1点目は安全・安心のやさしい施設。2番目が利用者目線の快適な施設。3番目が競技力向上に資する施設として、施設整備を進めていくという内容でございます。

詳細につきましては、写しの分、回答をご高覧いただければと思います。また、参考としまして、その次のページに別紙2ということで、先ほどご説明しました東京都へ宛てた要望書の写しをあわせて添付させていただいております。なお、教育委員会としましては、今回の東京都の回答、こちらの趣旨を十分踏まえ、区長部局とも十分連携し、

引き続き協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。  
報告については、以上でございます。

加藤委員長

ありがとうございます。  
本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

生涯学習・ス  
ポーツ振興課  
長

補足させていただきます。今回出しました要望書に対する回答が、なぜこの時期に来たかという理由です。それは、8月7日に、文部科学省が今現在諸式しておりますアスリートに対しまして、練習場所の提供や、その他今後の強化策を話し合う有識者会議というものがございしますが、その有識者会議が、今回ここで私どもが要望いたしました東京都立産業技術研究センター、この跡地を第二トレセンの用地として使うべきであると、そういう中間のまとめを出しました。これを受けて、東京都に国からその旨の連絡があり、そこは既に北区としては、もう要望していた場所でございますし、また、新聞報道もされたために、この時期に回答が来たものと私どもは考えております。  
以上でございます。

加藤委員長

補足、ありがとうございます。  
本件について、ほかにご意見がありませんか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。  
以上で、本日の日程全てを終了いたしました。  
これをもって、平成26年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。